② 組織的・継続的な指導・支援

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において教育課程の連続性を配慮し、組織的・継続的な指導・支援が必要とされます。

の活用 「個別の教育支援計画」

個別

の指導計画」

通常の学級(幼・小・中・高)

- ○発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している可能性があることが前提
- ○障がい種別、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導や支援の工夫が必要

通級による指導(小・中・高)

- ○通級による指導の意義、教育課程の編成の基本的な考え方を理解することが必要
- ○児童生徒の実態把握から指導目標・内容の設定、評価・改善までの手続きを明確化
- ○在籍する児童生徒全員の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成することが適当
- ○高等学校における通級による指導は**平成30年度から制度化**

特別支援学級(小·中)

- ○通常の学級、特別支援学校の教育課程との連続性を確保
- ○児童生徒の障がいの状態等を踏まえて教育課程を編成
- ○在籍する児童生徒全員の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成することが適当

特別支援学校

- ○特別支援学校の教育課程を全ての学びの場にいかす
- ○「③ 特別支援学校の教育課程」のページを参照

全ての教職員が特別支援教育に関する教育課程の枠組みを理解しましょう。(全ての校種の学習指導要領の総則に教育課程の基本的な考え方が示されます。)

各学校で考えてみましょう

▶ 在籍する児童生徒の実態を把握したうえで、指導目標・内容を設定し、評価・改善までのPDCAサイクルを「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に反映しましょう。その際には合理的配慮やその他指導上の配慮との関係性についても記述しましょう。

校等の間で教育課程が円滑に接続することが重要幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学

